

## 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

| 金融事業者の名称         | 損害保険ジャパン株式会社  | 実施・不実施 | 取組方針の該当箇所  | 取組状況の該当箇所   |
|------------------|---|--------|--|---|
| ■取組方針掲載ページのURL : | <a href="https://www.sompo-japan.co.jp/company/corporatepolicy/fiduciaryduty/">https://www.sompo-japan.co.jp/company/corporatepolicy/fiduciaryduty/</a>   |        |  |   |
| ■取組状況掲載ページのURL : | <a href="https://www.sompo-japan.co.jp/company/corporatepolicy/fiduciaryduty/">https://www.sompo-japan.co.jp/company/corporatepolicy/fiduciaryduty/</a>   |        |  |   |
| 原則               | 原則  | 実施・不実施 | 取組方針の該当箇所  | 取組状況の該当箇所   |
| 原則2<br>注         | 【顧客の最善の利益の達成】<br>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。   | 実施     | 方針1: お客さま視点での業務遂行<br>方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発<br>方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い<br>方針7: 企業としての社会的責任を果たす取組み | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 原則3<br>注         | 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。   | 実施     | 方針1: お客さま視点での業務遂行<br>方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発<br>方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い<br>方針7: 企業としての社会的責任を果たす取組み | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 原則4<br>注         | 【利益相反の適切な管理】<br>金融事業者は、取引における顧客との利益相反可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該リスクを適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。  | 実施     | 方針6: 利益相反の適切な管理  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 原則5<br>注         | 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。<br>・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、<br>・当該商品の提供会社から、委託手数料等の支受けた場合<br>・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する他の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合   | 実施     | 方針6: 利益相反の適切な管理  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 原則6<br>注         | 【手数料等の明確化】<br>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対象であるのか含め、顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。   | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 原則7<br>注         | 【重要な情報の分りやすい提示】<br>金融事業者は、顧客の情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。  | 実施     | 方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注1               | 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。<br>・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、<br>・損失その他のリスク、取引条件<br>・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性<br>・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む)<br>・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は業務に及ぼす影響 | 実施     | 方針3: お客さまに最適な保険商品の提案   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注2               | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージする場合としない場合を顧客が比較するとどこが可能かであるかを明確に示すとともに、パッケージする場合としない場合を顧客が比較するとどこが可能かなどよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである。(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ。注2  | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 注3               | 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。  | 実施     | 方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注4               | 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの組成に携わる金融事業者が販売・推奨又はパッケージの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において得られる商品の内容に比較するとどのように入念に資料を用いて、リスクリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすくて簡単な情報が提供がなされるよう工夫すべきである。   | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 注5               | 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。  | 実施     | 方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
|                  | 【顧客にふさわしいサービスの提供】<br>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行なうべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発<br>方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注1               | 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に際し、以下の点に留意すべきである。<br>・顧客の富を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それにに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なうこと<br>・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービス代替品・サービスの内容(手数料等を含む)と比較しながら行なうこと<br>・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行なうこと     | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 注2               | 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。  | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 注3               | 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たって、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定し、公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発<br>方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注4               | 金融事業者は、特に、複雑又はパッケージの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引を受けやすい顧客の顧客グレードに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適切か慎重に審査すべきである。   | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 注5               | 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。  | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発<br>方針3: お客さまに最適な保険商品の提案<br>方針4: 適切かつ丁寧な保険金のお支払い   | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注6               | 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に応じ、金融商品を実際に入れた顧客属性に応じる情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。  | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 注7               | 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの効力を發揮するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような仕組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。   | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※)  | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 原則7<br>注         | 【従業員に対する適切な動機づけの特徴等】<br>金融事業者は、顧客の最高の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された動機・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。   | 実施     | 方針5: お客さま本位の業務運営方針の定着  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注                | 金融事業者は、各原則これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに記じる代替案の内容について、これらに携わる従業員に周知とともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。   | 実施     | 方針5: お客さま本位の業務運営方針の定着  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |

| 原 則  | 実施・不実施 | 取組方針の該当箇所   | 取組状況の該当箇所   |
|--|--------|---|---|
| 補充原則1<br>【基本理念】<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行なうべきである。  | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 補充原則2<br>【体制整備】<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品の組成に携わる金融事業者の体制について実効性を確保するための体制を整備すべきである。<br>その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注1<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還による金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実現性や構成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理制度等による検証の枠組みを整備すべきである。その上、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注2<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確実に関する体制を見直すなどPDCMサイクルを確立すべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 補充原則3<br>【金融商品の組成時の対応】<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がその二つに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。<br>また、複雑さやリスクの金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注1<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下にリスクリターン・コストの合理性を検証すべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注2<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、財銭経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に把握すべきであり、必要に応じて想定される販売方法によっては留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客(例えは、元本毀損のそれらの商品について、元本確保を目的している顧客等)も特定すべきである。また、複雑な金融商品・運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。 | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注3<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全般として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たって、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者の情報連携や必要に応じて実際把握のための検証等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報を、事前に取決めを行なうべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 補充原則4<br>【金融商品の組成時の対応】<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性能が確保されているかを総合的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつけるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。<br>また、販売全般として顧客の最大の利益を追求するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。              | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注1<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成時に想定した商品性能が生じない適切な検証期間の内にリスクリターン・コストの下にリスクをもつて組成する検証すべきである。当該金融商品により得られるべきとする割合の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との組合、線上償却等の検討を行うとともに、必要に応じて活用すべきである。  | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注2<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報等を金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するため活用する観点から実効性のあるものであるべきである。また、販売全般に携わる金融事業者との情報連携等が行われない場合には、必ずしも金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者がから得られた情報等を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に伝えるべきである。                                   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注3<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行なうべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者から金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する検証等については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。  | 非該当    | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) | 【PDFファイル】<金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表>の下に記載の注釈(※) |
| 補充原則5<br>【対応に対する分かりやすい情報提供】<br>金融商品の販売に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の特性に応じた情報提供を行なうべきである。<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する検証等については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報等を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に伝えるべきである。  | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注1<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の特性に応じた情報提供を行なうべきである。例えは、運用を行う者の判断が重なる金融商品については、該該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の肩書きの下、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。  | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |
| 注2<br>金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。   | 実施     | 方針2: お客さまのニーズに基づく商品・サービス等の開発  | 【PDFファイル】<br>2024年度お客さま本位の業務運営方針に基づく取組状況                              |

【照金先】

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 部署  | 品質管理部 企画グループ               |
| 連絡先 | 10_fd_sj@sompo-japan.co.jp |